

マラヤ複合社会におけるナシヨナリズムの発展

板垣 與一

一 マラヤの複合社会と複合経済

——植民地主義の遺産——

ファーニヴァル (J. S. Furnivall) は熱帯植民地社会の基本的特徴を『複合社会』(Plural society)に見出したが、マラヤはその意味で最も典型的な複合社会的構成をもっている。複合社会というのは彼の説くところによると、『同一の政治的単位のもとに異なる若干の社会集団が分離したまま並存し、混在するけれども融合しない社会』⁽¹⁾を指している。このような複合社会にあっては『共通な社会的意志』(Common social will)は存在せず、国民としての共通の立場がないから、自己の狭隘な立場のみに固執し、他の社会的集団の立場を理解しようとせず、いちじるしく割拠分派的な傾向をもつのである。

このような複合社会においては経済構造もまた必然的に複合的性質を有し、この『複合経済』(Plural economy)においては『統一社会』(Unitary society)の規制力を離れた経済的動機の異常なる活動が支配的現象となって現われるのである。そこにおいては生産、交換、市場の領域における経済目的への集中、完全且つ絶対的な物質主義、個

人主義、経済合理主義が自己を貫徹する。法の枠内における一切の経済的自由が許される世界であり、ここから社会集団間の経済的利害の対立相剋は最も露骨な形で現われるのである。

元来、アジア熱帯植民地における複合社会の発生は、西欧植民帝国が移植した経済自由主義の副産物なのである。利潤動機のみによって植民地に投下される『白人資本』(White capital)は、安価なる『有色人労働』(Coloured labour)を必要とした。しかしながらこの有色人労働は、必ずしも投資される地域の『土着原住民労働』(Native labour)たることを要しなかった。土着民労働は安価であっても、規律と訓練に耐える有用且つ生産的労働たりうるには限らなかった。かえっていわゆる『東洋外国人』(Foreign Asiatics)と称せられる華僑やインド人移民(印僑)が鉱山開発や農園経営のための労働として歓迎せられたのである。かくしてマラヤにおいて華僑やインド人移民が大量に輸入せられ、典型的な複合社会が形成せられた。いま一九二九年から三八年にいたる十年間の移民の出入差状況について、これを見ると、左表の如くである。⁽²⁾

統計は一九三〇年に始まる世界不況と一九三四—三五年の回復期、一九三八年に始まる新しい不況という世界景気の循環波動を如実に反映しつつ不安定な移民社会の形成過程を証示して余りあるであろう。この過程は第二次世界大戦の勃発、ゴム、錫を中心とするマラヤ産業の異常な好況によって促進せられ、太平洋戦争の勃発と日本のマラヤ占領によって中断せられたが、一九四七年の戦後の人口調査の結果は、マラヤ社会の人種別人口構成上興味ある事実を示している。すなわちマラヤの総人口数五八〇万八千人のうち、土着マレイ人総数は二二〇万四千人で総人口の三七・九%、他のマライシアン(その大半はインドネシア人移民)三〇万七千人を加えてもお総人口の四三・三%に

マラヤ移民出入国バランス (1929—1938)

	華 僑	印 度 人	インドネシア人
1929	109,801	1,624	6,633
1930	28,586	—51,247	1,758
1931	—112,965	—71,811	—3,110
1932	—97,580	—61,320	—3,996
1933	—31,178	—11,175	304
1934	61,639	66,666	3,425
1935	90,986	33,045	—3,060
1936	75,801	7,909	—4,326
1937	180,502	84,365	—3,850
1938	53,180	—23,251	—5,748

Source: Malayan Year Book, 1939. p. 42

とどまり、華僑は二六〇万九千人で総人口の四四・九%、殆んど四五%を占めるに至ったことである。これに反しインド人移民は一九四一年の七四万四千人より六〇万五千人に減少し、総人口の一〇・四%にすぎない。さらにこれを地域別にみると、シンガポールにおいては、華僑人口は圧倒的多数を占めてその七七・四%を占め、マレイ人は僅かに一二・一%にすぎない。ただシンガポールを除くマラヤ連邦（ペナン、マラッカをも含む）においては、マレイ人及びマライシアンの合計は四九・二%を占め、華僑人口は三八・六%の比率を示すにとどまる。(左表参照)

マラヤ社会の複合的特徴は以上の人口構成により明瞭に示されているが、これはまたマラヤ社会の複合経済的特徴をその背景としている。戦前戦後を通じてマラヤ経済は統治者たる英人資本の支配するところであって、主としてゴム、錫を中心とする大企業経済、従ってこれら生産物の精製、加工、貿易、金融は彼等の手中に独占せられている。これが経済社会の上層部を形成し、華僑やインド人は一方、錫鉱山、ゴム農園労働の主要な供給源として、他方、小売業者、仲介業者金貸業者、中小企業経営者として中間層を占め、マレイ人は農民あるいは漁民として社会の下層部を形成している。殊に華僑は錫、ゴム企業においても英人企業に対抗しつつ、商業、貿易、金融、運輸、労働供給の部面において確固たる地

マラヤの人口構成 (1947年)

	シンガポール	マラヤ連邦	合計
華僑	728,523	1,880,452	2,608,975
マレー人	73,802	2,130,493	2,204,295
他のマレーシアン	42,781	264,630	307,411
印度人	71,300	533,961	605,261
ヨーロッパ人	8,790	9,150	17,940
ユレシアン	9,012	9,986	18,998
其の他	6,548	38,819	45,367
合計	940,756	4,867,491	5,808,247

Source: A Report on the 1947 Census of Population, by M. V. del Tufo, London 1949.

盤を確保し、マラヤ経済の実体を把握している。華僑やインド人は初め苦力または農園労働者として移住したのであるが、経済意識薄弱にして商業的才能に乏しい土着マレー人社会を蚕食して次第にその地歩を築き、完全に地方経済を掌握するに至った。⁽⁴⁾

これに対してマレー人経済社会はその人口の八五%を農民とし、米作地全面積の九五%を耕作する自足農業社会である。マレー人は米作農民として早くより土着化したのであるが、その粗笨的農法により労働生産性はきわめて低く、近代的灌漑施設のあるクリアン地域(ペラ州)を除けば、伝統的な耕作水田によって辛じて米の自給をなしうる自足的農村社会の域を脱していない。殊に例えば、ネグリ・スンピラン州の如き母系部族社会に支えられた水田農耕地帯は女子均分相続制度により、いよいよ水田細分化(一戸平均一英反内外)の傾向を馴致し、米による自給経済も次第に不可能となるが如き地域もあり、農村経済社会としてもその基礎きわめて薄弱である。もちろんこのような典型的な農村社会も貨幣経済的影響の外に全く孤立していたのではないのであって、殊にゴム産業のカンポン浸透にともないその様相も次第に変貌をとげた。一九一六年を境として急速に発展した土人ゴム(Native rubber)の流行がこれであって、カンポン周辺に二、三英反ないし四、五英反程度

のスマール・ホルダーが増加したことはいうまでもない。(華僑のスマール・ホルディングの平均面積は一八英反であつて、一九四〇年においてその総面積は七〇万英反に達し、スマール・ホルディング総面積の五五%を占め、エステート総面積の一六・六%、三五万三千英反に達した。) マレイ農民は右の如き小ゴム園の経営から唯一の現金収入を得て、これにより彼等の衣服家具はもとより自転車、蓄音機、柱時計、ミシンまで購入することができ、農民の生活経済上の関心は水田よりもゴムに移り、カンボンにおいて一種のゴム・ブームを現出したこともあつた。しかしながら、この傾向は彼等をして水田を放棄せしめたものでは決してなく、彼等の本来の生活経済の中心が米作農業にあることはいうまでもない。

イギリスがマレイ人の農業社会を保護するために、その土地政策としては、『慣習地法』(一九〇九年)のほかに『マレイ人保留地法』(一九一三年)を制定し、マレイ人以外への土地売買を禁止した。またイギリスは一九二二年『協同組合法』を制定し、インド人、華僑の金貸業者に対してマレイ人の自治的農村金融を発達せしめんとした。この協同組合はイギリス当局の財政的援助等の積極的奨励が伴わなかつたために、大なる発展をみなかつたが、マレイ人保留地法とともに不況時代におけるマレイ人の土地喪失を抑止し、農村社会の崩壊を阻止するにあづかつて力あつたことはこれを認めなければならぬ。かくの如くイギリスのマレイ人保護政策はマレイ人の自足的農業経済社会の維持に効果を収めたが、第二次大戦の勃発直前マラヤの食糧自給度を高めんがために(一九四〇年のマラヤの米の生産は三三万トンで六〇―六五万トンの米をビルマ、タイより輸入していた。すなわちマラヤの米の自給度は年消費の三分の一程度であつた)、一九三八年の『ストックデール報告』(Stockdale Report of 1938)にもつゞき、サルタンの同意

のもとに、華僑農民に『臨時土地保有制』(T・O・L)を認め、積極的に米の増産奨励に乗出さんとした。このイギリスの伝統的マレイ人保護政策の転換は、『マレイ人の遺産の侵害』⁽⁷⁾としてマレイ人の感情をいちじるしく悪化せしめたとはいえ、ジョホール、セラランゴール、ペラ、ペナンの保留地のうち華僑の米作のため新しく開放された農地の面積はきわめて少なく、また他方ゴム、錫産業における戦争景気による労働力の吸収は華僑、インド人の米作進出をある程度抑止したのであった。しかしこの問題を中心としてマラヤにおいて始めて潜在的な人種的緊張を刺戟した事実注目しなければならぬ。複合社会における『社会的緊張』(Communal tensions)の基礎は全く経済的利益害にあり、それが人種的宗教的反感によって一層強められたのである。ただマラヤにあってはビルマと異なり、イギリスのマレイ人保護政策が比較的早くより着手せられていたために、複合社会に特有な経済利害の対立による社会的擾乱が、露骨に表面に現われる機会に少なかったといわねばならない。

- (1) Furnivall, J. S.: *Colonial Policy and Practice* Cambridge 1948. p. 304.; Furnivall: *Netherlands India: A Study of Rural Economy*. Cambridge 1939. p. 446 ff.
- (2) Jacoby, Erich H.: *Agrarian Unrest in Southeast Asia*. N. Y. 1949. p. 103.
- (3) Morrison, Ian: "Aspects of the Racial Problem in Malaya." *Pacific Affairs*, Sept. 1949. p. 240.
- (4) ヲラヤ華僑の權威ある戦後の名著としてハーセルの次の書をあげておく。ここでは華僑経済の立入った分析に入らなかつた。Purcell, Victor: *The Chinese in Malaya*. Oxford Univ. Press. 1948. 343 pp. 448 pp. Purcell, V.: *The Chinese in Southeast Asia*. Oxford Univ. Press. London 1951. 801 pp (Part V: The Chinese in Malaya, pp. 269—414);

Purcell, V.: *The Chinese in Modern Malaya*. Background to Malaya Series, No. 9. Singapore 1956. 63 pp. 448°.

(5) Jacoby: *ibid.* p. 110.

(6) Sir F. Stookdale: *Report on a Visit to Malaya, Java, Sumatra and Ceylon*, 1938. London 1939; Jacoby: *ibid.* p. 112—113.

(7) Thompson, Virginia: *Postmortem on Malaya*. N. Y. 1943. p. 36.

二 戦前におけるマラヤ・ナシヨナリズムの発展

以上に述べたマラヤ社会・経済の複合的構成を背景として、共通な社会意志を内容とする統一な民族意識の発現がいかに困難であるかは説明を要しない。マラヤのナシヨナリズムが、ナシヨナリズムとして発達する以前に、いわばレーシアリズム (Racialism) たる性格を帯びざるを得なかった理由もまたここに求められる。

I マレイ人のナシヨナリズム

イギリス統治に対するマレイ人の反抗は一八七五年十一月二日のペラ州英人駐在官バーチ (Birch, J. W. W.) の暗殺に始まるが、しかしこれは債務奴隷を世襲財産 (Pasa'ka) と考える古い伝統的慣習制度を急激に廃止せんとする善意の干渉に対する地方土酋の盲目的反抗の結果であって、近代的意思における民族運動の端緒をなすものではない。近代的意思におけるマレイ人のナシヨナリズムは一九一〇年前後に始まるトルコ革命やエジプトの汎イスラム運動

(Pan-Islam movement) に刺戟されたのを嚆矢とする。廿世紀の初め頃より貴族の子弟達はカイロ、メッカ、ベイルートに遊学し、帰国後アラビア語やマレイ語で雑誌を発行し、中近東の回教ナショナリズムについて話題を提供した。⁽²⁾ 彼等は半島に浸透する物質主義がマレイ人の回教的生活環境を崩壊せしめることを憂い、殊に一九〇八年のケマル・アタチュルク (Kemal Atatürk) のトルコ革命は彼等を大いに鼓舞するところであったが、一九二二―二四年におけるトルコのカリフ制度廃止にみるが如き過激な回教伝統の破壊の結果は、かえって汎イスラムへの興味を失わしめるに至った。

マレイ回教徒の自覚はむしろ次の如き方向を辿った。すなわち都市の西欧的教育と近代的精神を身につけた若い官吏や青年達は、時代おくれの伝統主義的偏見を排して進歩的な生活刷新を通して新しい経済的文化的機會へ適応せんと試みた。サイド・アミール・アリ (Syed Amir Ali) とシラ・ゲーラム・アフメット (Mia Ghulam Ahmed) を指導者とする百名あまりからなるカウム・ムダ (Kaum Muda) は、伝統主義者たるカウム・トゥッア (Kaum Tua) に対抗せんとした。⁽³⁾ この二人の指導者は不当に容易な回教離婚制度を非難し、また高等教育への促進を奨励し、一九二四年、『マレイ人奨学協会』 (Malay Association for the Advancement of Learning) を創立した。一九二五年七月、シンガポールに集ったカウム・トゥッアの会合はカウム・ムダのかかる進歩的な動きに反撥して催されたものであった。しかしその後連邦マラヤ高等法院におけるマレイ人裁判官の任命、二人のマレイ人弁護士の出現、高級技術職員の昇進、マレイ人視学官の登場、マレイ人経営の最初の錫会社創立など、マレイ人の小さい成功がカウム・ムダを元気づけたのであった。

このようにマレイ人のナシヨナリズムは東南アジアの他の地域と同様に宗教刷新、文化啓蒙運動として出発したが、それと共に教育文化の向上や経済的改善を政治目標ないし綱領とするマレイ語新聞や結社を増加せしめた。マレイ語新聞は一九一四年において僅かに一つであったものが一九三九年には一二を数え、そのうち、シンガポールの『ワルタ・マラーユ』(Warta Melayu)、クアラ・ルンプールの『マジリス』(Majlis)は若シナシヨナリスト達を結集せしめた有力紙であった。一九三四年『ペンの友の会』(Persaudaraan Sahabat Pena)がマレイ語の標準の向上とマレイ文学の振興を目的として結成されたことも記録されねばならない。

マレイ人の最初の政治結社は一九二六年にシンガポールで創立された『マレイ連盟』(Kesatuan Melayu)であった。これはマレイ人の教育的経済的立ちおくれを取り戻し、外来移民に対する防衛的闘争を中心目標とした。連盟の最初の支部は一九三七年マラッカに設置され、それからマレイ連邦州に設けられ、会員数は千名以上に達した。その最初の全マラヤ会議は一九三九年に開催され、それ以後ペナンやマレイ非連邦州に支部が拡大され全マラヤ的組織となった。第二回大会は一九四〇年一月クアラ・ルンプールで開催されたが、このマレイ連盟は戦前における全マラヤ的規模における唯一のマレイ人の政治運動の組織であった。この大会における決議としては、マレイ文化の擁護、マレイ人教育局副長官の任命、マラヤ諸州におけるマレイ人の所得税免除の要求などが主なるものであった。

右のマレイ連盟の発展に関連して特記しなければならぬことは、クアラ・ルンプールのマジリス新聞主筆、のちにシンガポールで同志を糾合しこれを全マラヤ的規模に拡大し、マレイ連盟の事実上の推進力となった『マレイ青年連盟』(Kesatuan Melayu Muda, KMM)の党首イブラヒム・ビン・ヤーコブ(Ibrahim bin Jacob)のごとである。

イブラヒムは一九四一年日本軍のマラヤ攻略と同時にイギリス官憲によって逮捕監禁せられたが、その同志は藤原機関に協力した。彼の語ったところによると、マレイ青年連盟は、一九二九年『ブルコンブラン・ムダ』(Perkompuran Muda)として発足し、一九三八年『ブルスクトアン・バムダ・マラーユ』(Persekutuan Pemuda Melayu)と改称し、一九三九年前記の『マレイ青年連盟』(KMM)に発展し、一九四〇年一二月政治結社として正式登録し、一九四一年一月クアラ・ルンブルに大会を開催したという。マレイ連盟とマレイ青年連盟との組織上の連繫については詳らかでないが、マレイ連盟がその指導権をマレイ青年連盟に掌握せられたであろうことはその後の発展からみて容易に想像せられうる。

マレイ婦人の文化啓蒙団体としては、一九四〇年ジョホールに組織された『マレイ婦人協会』(Malay Ladies Association in Johore)があるが、これは文学、料理、裁縫等の成人教育の組織として始まったもので、戦後『統一マレイ国民組織』(United Malays National Organization, UMNO)の指導者となったダト・オン(Dato Onn bin Jaafar)の姉インチ・アジザー・ビンテ・ジャーファル(Inche Azizah biente Jaafar)が主宰し、戦時中マラヤ各地に支部を設け、戦後政治に関心をもち、現在有力な婦人政治団体に発展しているものとして逸することはできない。以上の全体を通して戦前におけるマレイ人の政治意識ないし民族的自覚は漸くその発展の第一段階を経過した程度であって、その掲げる政治的要求もマラヤの自治または独立への要求というが如きものではなく、もっぱらマレイ民族が他の移住民族の文化的経済的圧力に対抗せんがために、支配者たる植民地政府を排除するのではなくかえってその保護ないし恩恵的支柱を求める運動たる性格をもつレーシアリズムにとどまった点に注目しなければならない。⁽⁶⁾

II 華僑のナシヨナリズム

マレイ人のナシヨナリズムはそのレーシアリズム的偏向にもかかわらず、なお彼等が唯一の土着民族であり、その意味においてマラヤを郷土とし祖国とする感情に基礎をおくものであるが、華僑はその人口の三分の一以上がいわゆる『海峡生れの支那人』(Straits born Chinese)であり、その率は益々増加しつつあるにもかかわらず、マラヤを郷土として永住する意識は必ずしも強烈とはいいい難く、彼等の母国に対する愛着心ないし忠誠の念は交らない。従って彼等のナシヨナリズム意識の昂揚は母国におけるナシヨナリズムの発展と直接の関連があった。マラヤ華僑のナシヨナリズムは一九一一年の中国国民革命に対する積極的援助とその成功に端を発した。華僑の中国国民主義の宣伝は主として学校教育を通じて行なわれた。二つの大戦間において中国国民党と共産党は、彼等の目的を達するために、マラヤにおける政治団体、秘密結社、労働組合等を利用した。国民党政府は一九三一年のランブソン・王協定によってマラヤ各地に国民党支部を設け、華僑の間にマラヤに対する愛国心が成長することを防止するため全力を注ぎ、海外の華僑はすべて中国国民たることを主張した。

シンガポールを基地とするマラヤの共産主義組織は、一九二〇年代の中頃上海のコミンテルン極東ビュローから派遣された外国人によって指導されたが、マラヤの共産主義は最初から主として中国人の運動として発展した。⁽⁶⁾その運動は『汎太平洋労働組合』(Pan-Pacific Trade Union)、『中国国民党マラヤ革命委員会』⁽⁷⁾(Malayan Revolutionary Committee of the Chinese Kuomintang)に始まり、一九三四—三五年頃から『南洋労働総同盟』(South Seas

General Labour Union)、『人種解放連盟』(Racial Emancipation League)の組織活動となり、一九三九年におけるマラヤ共産党は黨員十万或はそれ以上に成長したといわれる。マラヤにおける共産主義運動はもとよりイギリス植民地政府により非合法として弾圧せられ、植民地政府はしばしば『追放条例』(Banishment Ordinance)を発動したが、第一次大戦後の十年間に年平均八一七人、一九二八—三一年間においては、年平均一五二八人がこの条令の適用を受けたという。また一九三三年の『外国人条令』(Aliens Ordinance)は、実際上は中国人移民抑制のために制定せられたものであった。しかるに一九四一年のドイツのソ同盟侵入と日本の太平洋戦争開始はマラヤ共産党を中心とする反ファシスト統一戦線結成の機運を高め、シンガポール陥落直前投獄された共産主義者の釈放、一〇名の中国人共産主義者を含む『動員委員会』(Mobilization Committee)の成立は、やがて『マラヤ人民抗日軍』(Malayan People's Anti-Japanese Army, MPAJA)やこれを支持する一般組織としての『マラヤ人民抗日同盟』(Malayan People's Anti-Japanese Union, MPAJU)へ発展し、この両組織とも中国人共産主義者によって組織され且つ指導されたことはいうまでもない。日本のマラヤ占領期間中執拗なゲリラ活動によって日本軍政を妨害した彼等の組織と経験はそのまま戦後の反英武力闘争に利用された。一九四九年一月一日、中華人民共和国政府の成立という中国共産党の政權掌握が、マラヤ共産党の精神的支柱として大きな役割を果したことは併せて特記さるべきであろう。

III インド人のナシヨナリズム

インド人のナシヨナリズムもまた母国インドのナシヨナリズムの発展と密接な関連がある。インド人移民の平均マ

マラヤ滞在年数は三年といわれ、マラヤのインド人社会は小さく、弱く分裂して中国人にみるが如き秘密結社の組織もなかった。インドの民族主義感情を跡づける通路は二つであつて、一つは一九二三年マラヤにおけるインド人移民の保護官としての『インド政府代表者』(Indian Government Agent)の任命であつた。右代表者は、マラヤ政府労働局の完全な同意の下に、農園におけるインド人労働者の雇用条件を監督するために派遣せられた。右代表者はどの農園にも作業中随意に訪問し、労働者に直接彼等の状態について質問する法律上の権限を有する。彼はもちろん行政的官吏ではなかつたが、自国の政府の代表者が他国の労働者の保護官として存在するという事實は、当然に或る種の政治的感情を喚起し、インド人労働者をしてインドのナシヨナリズムの影響を自覚せしめたことは争えない。他の通路は戦前におけるインド人の唯一の政治的活動の源泉であつた『マラヤインド人中央協会』(Central Indian Association of Malaya, CIAM)である。これは一九三七年、ネルーの最初のマラヤ訪問の結果としてクアラ・ルンプールに創立された。インド国民会議派の政治綱領の線に沿うて活動し、もっぱらインド人労働者のためのスポークスマンを以て任じた。この協会が太平洋戦争中『インド独立連盟』(Indian Independence League)の組織に役立ったことは疑問の余地がない。⁽⁸⁾

以上一九四一年日本軍進攻直前におけるマラヤの各民族のナシヨナリズムの歴史的背景であつた。そのいずれの場合にあつても、そのナシヨナリズムは racial なしし communal な性格をもち、より広汎な基礎の上に立つ National なものとして発展しなかつた。人種的、宗教的、文化的、政治的、経済的な共通地盤のないところに国民的意識の統一化への傾向は芽生えなかつたのは当然のことである。ただマラヤ共産党のみが全民族協和の『馬來亞共和国』の建

設をその綱領に掲げたが、そのヘゲモニーは彼等中国人にのみ期待していたのであった。

- (1) Swettenham, Sir Frank: *British Malaya*. London 1908. p. 196.
 - (2) Silcock, T. H. and Ungku Abdul Aziz: "Nationalism in Malaya". *Asian Nationalism and the West*, Edited by W. L. Holland N. Y. 1953. pp. 284—286.
 - (3) Emerson, R., Mills, L. A. and Thompson, V.: *Government and Nationalism in Southeast Asia* N. Y. 1942, p. 175; Thompson, V.: *Postmodern on Malaya*. N. Y. p. 304.
 - (4) Silcock: *ibid* p. 36.
 - (5) 戦前および戦中におけるマレー人のナショナリズムについては次の論文に詳しう。Soenarno, Radin: "Malay Nationalism, 1900—1945" *Journal of Southeast Asian History*, Vol. 1, No. 1, March 1960. pp. 1—33.
 - (6) 戦前のマラヤにおける共産主義運動については Virginia Thompson and Richard Adloff: *The Left Wing in Southeast Asia*. N. Y. 1950. p. 123—130. を見よ。(大形孝平訳「ソートン・マドロー共著『東南アジア』弘文堂 昭和二十六年一三五—一四二ページ)
- 殊にマラヤ共産主義運動の歴史に関して最も重要な文献はハンランンの『マラヤにおける共産党の闘争』(Gene Z. Hanrahan: *The Communist Struggle in Malaya*. With an Introduction by Victor Purcell. Institute of Pacific Relations. N. Y. 1954, 146 pp) である。第一、二章はマラヤ共産党の初期の活動を取扱ひ、第三章は『マラヤ人民抗日軍』に関して詳しくある。
- (7) 戦前におけるマラヤにおける国民党の活動については Png Poh Seng: "The Kuomintang in Malaya, 1912—1941

" *Journal of Southeast Asian History*, Vol. 2, No. 1, March 1961, pp. 1—32.

(8) 戦前のインド人の政治活動については 'Usha Mahajan: *The Role of Indian Minorities in Burma and Malaya*. Bombay 1960. pp. 119—136. 参照。

三 日本占領下のマラヤ民族政策

戦後におけるマラヤのナシヨナリズムの発展を理解する上に、戦前におけるそれと同様三カ年半におよぶマラヤ占領期間において、日本軍政の行なった民族政策とこれに対するマラヤ諸民族の反応を知らねばならない。日本が占領期間中行なったマラヤ民族政策は決して確固たる原則の上に立っていたものではなく、戦局の変化につれてきわめて機会主義的性格を露呈したものであった。しかも他の東南アジア諸民族に対して行なった比較的進歩的な政策に比して、きわめて低調なものであったことは否めない。

マラヤ民族政策の主目標はまずサルタン対策（土侯対策）に向けられた。馬來作戦完了直後、富集団軍政監部は『土侯処理方針』（一九四二年七月）を策定し、土侯をして土地人民を奉還せしめ土侯の存在を否認する意図を有したが、軍司令部示達の『土侯処理要領』（一九四二年九月）においては前者に比し緩和せられて土侯の存在を認める方針に傾き、ただ年金支給は戦前の半額に減せられた。同年一二月初旬に至り中央より印度作戦における藩王利用政策に鑑み、『土侯処理慎重を期すべし』の指示を受けるにおよび、一九四三年一月軍政監部の土侯対策基本方針は漸く確定するに至った。その具体的な現われは一九四三年一月二〇日『マラヤ・スマトラ土侯代表昭南会同』^{シンガポール}における軍

司令官訓示および軍政監講演であつて、後者において(一)サンタンの敬称の正式公認、(二)回教の最高權威としての土侯の地位名譽の確認、(三)戦前と同額の俸祿支給、(四)土侯財産所有權の確認等の処理方針が声明せられた。また次いで同年四月五、六日における『マラヤ・スマトラ回教徒代表者大会』の開催となり、日本政府の土侯ならびに宗教に対する根本方針はひろく一般に宣布せられた。

しかしながらこれらの会同ならびに大会における声明はいわば宣言的声明にとどまり、この声明にもとづく實際の施策の浸透はきわめて不徹底であつて、宗教上の諸事項はもとより土侯の俸祿財産等の処理においても種々の摩擦障礙を生じた。土侯ならびに土侯一族の処遇俸祿、ならびに土侯に準ずるラージャ、ダトウ等に対する年金支給がほぼ戦前と同額に復活したのは漸く一九四四年前半であり、またイギリス時代(一九三二年以降)の回教會議の如き回教行政組織が復活せられたのは一九四四年後半であつた。すなわち一九四四年八月二日『ペラ長老ウラマ會議』(Majlis Mashuarat Orang Besar² dan Ulama, Perak)¹、九月二一日『シ³・ホーン回教會議』(Majlis Mashuarat Ugamma Islam, Johore)²、九月二三日『ネグリ・スンビラン回教會議』(Majlis Mashuarat Ugamma Islam, Negri Sembilan)³、九月二四日『セラントール・マラヤ宗教慣習會議』(Majlis Mashuarat Ugamma dan Adat-Istiadat Melayu, Selangor)⁴、一〇月七日『パハン回教會議』(Majlis Ugamma Islam, Pahang)⁵、またシンガポール・メナン、マラッカ等の海峡植民地においてもカーディ・ブッサール、ムフティまたはカディの回教諮問機構が確立せられたのである。かくして『州會議』(State Council)⁶の停止により戦前における一切の政治上の權利を剝奪せられた土侯をして、單なる宗教的權威として慰撫躡踏せしめるための最小限度の措置が講ぜられたとみるべきであらう。ただ全マラヤを通ず

る回教行政の共通事項を討議するための『マラヤ回教會議中央懇談會』(Majlis Agung Ugamma Islam Malaya)が同年一月一三、一四、一五の三日間にわたってクアラ・カンサル (Kuala Kangsar) で開催されたことは、戦前のイギリス統治時代に見られなかった事実として註記すべきであろう。

日本軍政の民族政策の第二の通路は州参事会の創設と各種の民族団体政策であった。マラヤに対する政治参与機構の創設はインドネシア民族に対する中央参議院設置許与方針に刺戟せられたものであって、一九四三年一月四日の『マラヤ原住民政参与実施要項』にもとづき、同年二月末より翌年一月にわたりマラヤ各州市に州市参事会が相次いで設置された。州参事会の議長は各州長官これにあたり、副議長または顧問(ペラ州)として土侯が起用せられた。州参事会は戦前のステート・カウンシルの復活ではなく、その政治行政上の地位は比較にならないほど低いものであった。戦前ステート・カウンシルは立法機関であり、土侯は議長として会議を主宰し、その制定せられる法律はすべて土侯の名において発布せられた。これに反し州参事会は単なる軍政の諮問機関にすぎず、民意暢達の機関としてもきわめて不徹底なものであった。ただここで注目すべきことは州参事会の民族別構成は次表によって明らかなく、概ね各民族の人口比率を重視したため、シンガポール、ペナン、セランゴール州の如く、華僑人口の割合大なる地域にありては華僑議員の数を増加し、他の土侯州にあってもペラ州を除き、華僑議員に比較的多くの代表の機会を与えたことである。軍政の必要上華僑の実勢力を重視した傾向がこれによってもうかがわれる。一般に州参事会がマレイ人ならびに土侯サルタンの失望を招いたことは想像に難くない。

州参事会の実質が名目的なものであり、その運営が一方的なものとして諸民族の失望を買い、熱意を示さなくなる

州市参事会の民族構成 (1944年)

	マレイ人	華僑	インド人	亜欧人	アラブ人	合計
シマベジネセバベ	4	6	3	1	1	15
ンラ	7	5	2	1		15
ガッ	5	7	3			15
ポッ	7	3	2			12
ナ	7	3	2			12
ホーン	7	3	2			12
ヨ・ス	4	6	4			14
グリ	5	3	1			9
ラ	5	3	1			9
ン	14	4	2			20
ハ						
ラ						
総計	土侯外 53	37	19	2	1	土侯外 112

一橋大学研究年報 経済学研究

6

におよんで、軍政当局はむしろ各民族別に結成せられた民族諸団体、すなわちマレイ人厚生協会、華僑協会、印度人厚生協会、亜欧人厚生協会、アラブ人厚生協会等を、軍政目的に協力せしめる中核体として利用せんとしたが、これらの民族団体もまた消極的態度を持したので、他方戦局の悪化と相俟って、ここにはじめて民族政策上の重大転換期に立つに至ったのである。

この民族政策上の転換の必要を予感し、マラヤ現地自活態勢確立の緊急課題とを結びつけて、第一に華僑対策に着手したのは時の馬來軍政監部総務部長浜田大佐であった。彼はベナンに『閲報処』を創設（一九四四年六月四日）した。閲報処とは『閲書報社』という戦前中国国民党が創設利用した中国知識人の読書倶楽部組織に発想し、二人の若いインテリ日本人軍政要員を補助者として十三人のベナンのインテリ華僑青年指導者をもって組織された軍政監部総務部長直属の民意暢達且つ実行機関であった。彼等をして日本軍政の忌憚なき批判をなさしめ、彼等の建設的意見や提案を尊重して逐次実行に移す仕組みとなさしめた。その結果はベナン州政府との間にはしばしば摩擦をかもしたが、民心把握と米の輸入や増産計画に多大の実

績をあげることができた。ペナン閩報処の実験の成功はクアラ・ルンプールやシンガポールへと拡大されたが、浜田大佐の突然の転任はこの施策を半途で挫折せしめることとなった。

マラヤ民族政策の決定的転機は一九四五年五月二日に開催されたジャワ、スマトラ、セレベス、マラヤ総務部長第一回会同の結果としてもたらされた。すなわちマラヤにおける『現住民補導所』の設置がそれであって、マラヤ軍政はここにはじめて総合的な民族政策推進の新しい軌道に乗り出した。閩報処は華僑のための施策であったが、補導所はマレイ人、華僑、インド人、亜欧人の各民族の民心把握のために設けられた組織であった。従って補導所は三ないし四つの班に分たれ、各班は一人の日本人軍政要員と各民族の有識青年一〇名の補導員をもって構成せられた。補導員の任務は何よりもまず民衆の謙虚な奉仕者であり、マラヤの一般的利益の促進者たるにあった。民衆の不平や苦情のアンテナであり、日本軍政の建設的批判者としてのパイロットたるにあった。かかる媒介者を通しての民衆の自発的軍政協力を期待するというのが、補導所設置の第一次目的であった。

補導所のもう一つの目的は、各民族の有識青年層の相互理解と協力を通して各民族間の人種的偏見や対立感情を漸次排除し、マラヤを郷土とする共通意識と社会的責任感を強化することによって、マラヤの国民的統一意識を啓培助長するという将来の理想実現につらなるものであった。マラヤ国土の軍事的防衛は、必然的にマラヤにおけるナシニナリズムの昂揚という政治措置を必要としたのであった。しかし補導所は一九四五年六月一三日のペナン補導所の開設、七月三日のタイピンにおける中央補導所の開設、七月末までに各州における開設を完了したとはいえ、すでに日本の運命は終末に近づいていたのである。

最後に特記しなければならないことは『クリス運動』(KRIS Movement)のことである。クリス運動の計画は一九四五年七月二九日のジャワ、スマトラ、セレベス、マラヤ総務部長第二回会同(シンガポール)の直接の結果として生れた。この会同の目的はインドネシア独立の緊急措置を主題としたものであったが、インドネシアの独立がマレー人に不可避的におよぼすべき政治的影響をいかに処理すべきかについて、馬來軍政監部としても必要な措置を講じなければならなかった。一九四四年九月七日、小磯首相のなせるインドネシアの将来の独立承認声明は、シンガポール・マレー人を歡喜せしめ、祝賀大会とインドネシア協会結成の企図を軍政当局に申出でたが許可せられなかった事実がある。殊に一九四三年一〇月、北部マラヤ四州(ケダー、クランタン、トレンガヌ、ペルリス)のタイ国割讓後の絶望的な人口減少と、物価騰貴による生活困窮の激化、日本軍政に対する不満と失望の累積は、マレー人の民心を極度に離反せしめつつあった矢先、インドネシア人と人種、宗教、言語、習俗を共通にするマレー人を激励し、彼等の心を温むる『インドネシア・ラヤ』(Indonesia Raya)の宿望を承認することによって、彼等の政治的自覚を鼓舞せんとする着想が生れたのはきわめて自然のことであった。

クリス運動はこの目的のために計画されたが、もしその指導を誤るならば、マレー人以外の他民族の嫉視と欺惑を誘発し、マラヤの社会的統一と発展を阻害することは明瞭であり、従って、クリス運動は輔導所の一般的活動と緊密に連繫し、輔導所活動の一環として実施さるべき計画のもとにあった。クリス運動の計画が最後の決定されたのは終戦直前の八月一〇日であり、この運動の指導者としては前のマレー青年連盟の党首、その当時の馬來義勇軍隊長であったイブラヒム・ビン・ヤークブ (Ibrahim bin Jaacob) が起用された。彼はこの運動実現のために二回にわたり

全馬來半島を視察旅行し同志と連絡をとり、インドネシア独立宣言の予定された八月一八日に、クアラ・ルンブールにおいて全マラヤ各州代表者大会を企図したが、日本の降服により挫折した。イブラヒムは八月一二日タイピン飛行場においてスカルノおよびハッタと会見し多大の激励を受けた。『クリス』(KRIS)なる言葉はマレイ語の KEKUTATAN RA'YAT ISTIMEWA (All-out Effort of People) の略字であって、イブラヒムの命名したものである。イブラヒムは終戦直後ジャワに逃れたが、クアラ・ルンブール大会に集った同志のうち Dr. Burhanuddin, Ishak bin Haji Mohamed, Mustafa, Dato Onn bin Jaafar など戦後のマラヤ民族運動の主要な立役者となった。

(1) トンプソン・アドロフの『東南アジアの左翼』の原書一四三ページにおいて一九四八年八月の『クリス協会』(Kris Society) 結成大会に、スカルノ、ハッタが出席したと記しているが、これは誤った情報にもとずいており、事実には反している。

四 戦後マラヤの憲法闘争

——『マラヤ連合』より『マラヤ連邦』へ——

日本軍のマラヤ占領という事実そのものは、マラヤの諸民族に西欧帝国主義勢力の敗退という強い印象を刻みつけたが、日本の新たなる帝国主義的支配は、マレイ人の民族意識を萎縮せしめ、インド人の民族意識をマラヤの解放ではなくインドの解放へ関心を外らしめ、華僑の民族意識を抗日ゲリラに走らしめた。日本軍降服後の力の真空状態に全マラヤを通じて政治勢力を掌握したものは、いうまでもなく馬來人民抗日軍を背景とする馬來共産党であった。馬來共産党はマラヤの主要都市に労働組合を急速に組織し、戦後の労働不安を彼等の勢力拡大のために利用せんとした。イギリス労働党政府は植民地における組合運動を奨励する措置をとったので、政治的にも共産党の指導勢力を黙過せ

ざるを得なかった。馬來共產党は抗日ゲリラ時代の政治的綱領たる『馬來亞共和国』の建設を叫び、民族協和によるマラヤの独立解放のスローガンを掲げた。一九四五年の暮頃には、マラヤの各大都市には夥しい数の労働組合が簇出し、これらの組合は馬來共產党の指導下に、初めは『労働総同盟』(General Labour Unions, GLUs) 後には『汎マラヤ労働組合連盟』(Pan-Malayan Federation of Trade Unions, PMFTU) 及び『シンガポール労働組合連盟』(Singapore Federation of Trade Unions, SFTU) に合併した。終戦後最初の冬に発生したストライキの波は、一九四六年一月末の破壊的ゼネストでその頂点に達したのである。⁽¹⁾かくしてマラヤの政治的情勢は急迫を告げ、マラヤの政治的未来はその分岐点に立つに至った。

マラヤの政治的未来を決定するためにイギリスが最初に打った手は『マラヤ連合』(Malayan Union) 案の提唱であった。一九四五年一〇月一〇日イギリス政府は下院において始めてマラヤ連合案の骨子を發表した。それによると、(一) マラヤに『統一の感情と共通市民権制度』(the sense of unity and common citizenship) を促進し、将来適当の時期にイギリス・コンモンウェルス内の自治政府へ発展せしめる。(二) マラヤ連合を創設しマラヤ半島の九つの国とベナン、マラッカの二つの海峡植民地をもつて構成する。この目的のためにマラヤ諸国の統治者との間に新しい条約を結び、その完全なる管轄権を移譲せしめる。(三) マラヤを彼等の郷土とする人々に平等の市民権を与える『マラヤ連合市民権制度』(Malayan Union citizenship) を創設する。マラヤ連合市民権獲得の資格条件としては、マラヤにおける出生ないし相当期間の居住を必要とする。(四) シンガポールは現在の段階では別個の憲法的取扱を行ない、その特殊の経済的其他の利益に鑑み別個の植民地とする。しかし英政府はシンガポールとマラヤ連合との密

接なる紐帯を考慮しており、この考慮は将来『窮極的統合』(ultimate union)を排除するものではない⁽²⁷⁾。

この英政府の発表直後の一〇月一日サー・ハロルド・マックマイケル(Sir Harold MacMichael)は英政府の特使としてクアラ・ルンブルに到着し、マラヤ各州サルタンとの間に迅速なる新条約締結に成功し、その報告(Report on a Mission to Malaya, Colonial, No. 194)にもとづき一九四六年一月二二日、英政府は『マラヤ連合とシンガポールに関する白書』(White Paper on Malayan Union and Singapore, Statement of Policy on Future Constitution, Cmd. 6724)を発表し、四月一日より軍政を民政に切り換え、マラヤ連合憲法を発足せしめた。

イギリスは以上の政治的措置によって、たとえシンガポールを植民地として切り離した非難を免れないとはいえ、人種、宗教の差別なくマラヤを郷土とするすべての人民の広汎な基礎の上に立つ共通市民権を確立し、強力な中央政府の樹立によって統一的なマラヤ自治政府への政治的發展を可能ならしめる進歩的民主的な憲法改革を意図したことはこれを認めなければならない。マラヤの政治的發展にはたしかに共通市民権を基礎とする社会的統一と政治的統一が必要だったのである。イギリスとしても馬來共産党の独立要求に何らかの回答を必要としていたし、わけても戦後のアジアに強大な指導勢力となるべき中国、インドのナショナリズムのマラヤへの波及を遮断するために、可能な最大限度の措置を必要としていたのである。

マラヤ連合案に対する反対運動は何よりもまずマレイ人の側から開始された。ひとつは民間団体、他のひとつはサルタンの側からであった。民間の政治団体として最も強力な抗議的活動の主体となったのは『統一マレイ国民組織』(Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu, United Malays National Organization, UMNO)であった。これは

一九四六年三月一日、クアラ・ルンブルに集った全マラヤ四二の団体の代表者二百人が出席した『汎マラヤマレイ人会議』(Pan-Malayan Malay Congress)の結果として組織された。指導者はダト・オン・ビン・ジャーファル(Dato Onn bin Jaafar)で、彼は新条約は各州憲法を無視し、民主的原則に反して弾圧によって作られたもので無効であり、サルタンの主権の復活、戦前状態への復帰、提案の撤回とマラヤの現状の再調査を要求した。もちろん彼といえども強力な中央政府と共通市民権の必要を認めていたが、サルタン制度によって辛うじて支えられていた戦前のマレイ人の政治的特権を奪うところの平等の市民権制度が、マレイ人の民族的破滅をもたらすことを惧れたのである。統一マレイ国民組織の立場は“Pro-British but not Pro-Union”のスローガンに最もよく表現せられている。

マラヤ連合案に対するサルタン側の反対提案は三月八日の下院において植民次官クリリーチ・ジョーンズによって発表された。それは、(一)管轄権、(二)宗教、(三)市民権の三項目にわたって種々述べられた。最も重要な点は、管轄権に関しては、忠誠宣誓はマラヤ連合に対してではなく、各州の統治者たるサルタンに対してなされるべきこと、宗教に関しては、純粋に回教宗教事項に関する立法に総督の名前を用いることは不適當であること、市民権に関しては、出生とある種の制限を含む在住条件ならびに申請者の母国に対する個人的身分権利の剝奪にあった。(3)イギリス政府はこれに答えて三月一八日、『サルタン会議』(The Council of Sultans)、『サルタン諮問会議』(Sultans' Advisory Councils)、『ステート・カウンシル』に関する総督権限の修正案を発表し、(4)回教宗教事項に関しては若干の改善をはかったが、『完全なる権限と管轄権』(full power and jurisdiction)の移譲という基本線を堅持せんとした。かくしてレンノックス・ミルズ(Lennox A. Mills)の皮肉な諷刺を以て表現するならば、『戦前にはサルタン達はい

とも鄭重に否応なしに二階から屋根裏へ引越しさせられたが、いまや戦後の取極めによって屋上へ押し上げられたのであつた。⁽⁶⁾』

しかしマラヤ連合案に対する現地側の反対のみならず本国側においても、スウェテナム (Sir Frank Swettenham)、マックスウェル (Sir George Maxwell)、セシル・クレメンティ (Sir Cecil Clementi)、ウィンスタット (Sir Richard Winstedt) など、マラヤ統治の元老達からの種々の非難を浴びたので、イギリス政府は現状調整に乗出し、議会使節を派遣し、サルタンや統一マレイ国民組織の代表者達と協議を開始した。かくして六人の英人高級官吏、四人のサルタン代表者、二人の統一マレイ国民組織の代表者から成る『立案委員会』(Working Committee) がマラヤ連合総務長官を委員長として七月に組織され、討議を開始して一二月二四日報告書 (Constitutional Proposals for Malaya, Report of the Working Committee, Kuala Lumpur, Dec. 1946) を発表した。

右の報告書において討議の基礎として採択された一般原則は次の五点であつた。(一) 強力な中央政府の樹立、(二) 各州ならびにペナン、マラッカの特殊事情の尊重、(三) 窮極的自治政府への目標、(四) 共通なる形態の市民権制の実施、(五) マレイ人の特殊地位の保持ならびに権利の保護。なお立案委員会の勧告として、『立法評議会』(Legislative Council) の議員構成は、官職上の官吏議員三名、官吏議員一名、州評議会およびペナン、マラッカ評議会の議長および代表者一名、非官吏議員二三名 (労働二、農園二、鉱山二、商業二、マレイ人九、ペナン、マラッカ二、巫欧人一、教育文化代表一、其他一)、すなわち官吏議員一四、非官吏議員三四、計四八名であつた。⁽⁶⁾ また重要な勧告としてマラヤ連合の代りに『マラヤ連邦』(Federation of Malaya)、『総督』(Governor General) の

代りに『高等弁務官』(High Commissioner)、『駐在官』(Resident)の代りに『顧問』(Adviser)などの名称変更が提案された。さらに報告書は種々の点においてサルタンの地位の向上を認め、州評議会も事実上立法評議会として存在すべきものとされた。『連邦市民権』(Federal Citizenship)については、出生による自動的取得其他の在住条件によるほか、二〇年のうち一五年以上マラヤ在住を必要条件とするなど厳格なる示唆がなされた⁽⁷⁾。

右の報告書に対する非マレイ人社会の反響を打診するため、華僑、インド人、亜欧人、英人の代表者から成る『諮問委員会』(A Consultative Committee on the Constitutional Proposals)が総督により任命せられ、委員会は四つの大都市において会合を開き証言を集め報告書(Constitutional Proposals for Malaya, Report of the Consultative Committee, Kuala Lumpur, 1947)を、一九四七年三月二日に発表した。これは立案委員会の報告書を種々なる点で修正したが、立法評議会の官吏議員を二三名、非官吏議員を五二名計七五名に増加したこと、市民権取得資格年数を連邦内出生者に対し五年、連邦外出生者に対し八年に縮減したことなどである⁽⁸⁾。再召集された立案委員会は諮問委員会によって提出された修正案を、主として民族的立場の調整という観点から検討し、その結果はイギリス政府に送られ、七月二一日『ブラヤ連邦に関する白書』(White Paper on Federation of Malaya, Summary of Revised Constitutional Proposals, Cmd. 7171, London July 1947.)として公表された。その後英政府はこの修正憲法草案を基礎としてサルタンとの間に新しい条約を結んだ。新条約の趣旨を要約すると次の如きものであった⁽⁹⁾。

(一) 連合^{ユナイテッド}を組織する。(二) 英政府は連邦の国防と一切の対外関係事項を管理する。(三) 諸州は新条約と連邦条約にもとづく成文憲法の条項に従って統治せられる。(四) 高等弁務官がマラヤ保護

の責に任じ、行政評議会と立法評議会をもつ。行政評議会の構成は官職上の議員三名、四名を下らざる官吏議員、五名ないし七名の非官吏議員とする。立法評議会の任命非官吏議員数を五〇名とし、その割当は労働六、農園六、鉱山四、商業六、農業八、専門・教育・文化四、ベナン、馬拉ッカ二、マラヤ諸州九、巫歐人、セイロン人、インド人各一、華僑二名とする。この割当は非人種的基礎に立つものであるが、それでもマレイ人二二名、華僑一四名（ベナン、馬拉ッカが華僑を選挙するようになれば一六名となる）、インド人五名、セイロン人及び巫歐人各一名、歐人七名という結果となる（官吏議員は従前通り一四名）。総督は立法評議会を通過せる法案に対する『留保権』(reserved power)をもつ。会議の公用語を英語及びマレイ語とする。(五) シンガポールの連邦加入問題は将来に延期する。

(六) 連邦における選挙は事情の許す限り速かに実施する。(七) 連邦市民権を自動的に獲得するものの資格は、(1) 各州の統治者の各臣民、(2) 連邦領土内のどこでも一五年間継続的に居住せる永住者であつてベナン、馬拉ッカに生れた英国臣民 (British Subject)、(3) 連邦領土内に生れたは一五年以上継続的に居住せるものをその父とするもので、連邦領土内に生れた英国臣民、(4) 慣習的にマレイ語を話しマレイ習慣に従うもので領土内に生れたもの、(5) 領土内に生れたものの両親の双方とも領土内で生れ、又は一五年以上継続的に居住せる場合、(6) その人の出生の日においてすでにその人の父が連邦市民である場合である。申請による獲得は総督の認可を要し、その資格は領土内に生れ、且つ申請前一二年間に八年以上領土内に居住したもの、もしくは申請直前の二〇年間に一五年以上居住したものである。人格善良、マレイ語の相当の知識を有し、永住宣言の市民宣誓をしなければ認可されない。以上において新条約は多くの重要な変更を含み、各州サルタンの地位の改善、立法評議会の議員数殊に非官吏議員数の大幅の増加、連邦市民

権取得の資格条件の若干の緩和などが織込まれた。かくして一九四八年二月一日、新条約は調印せられ、マラヤ連合と総督制は廃止せられ、修正憲法のもとに新しい『マラヤ連邦』(Federation of Malaya)が生れ、『高等弁務官』制が布かれることとなったのである。

- (1) Thompson, V. and Adloff, R.: *The Left Wing in Southeast Asia*. pp. 136—137. (大形訳一四八頁—)
- (2) Purcell, Victor: "A Malayan Union: The Proposed New Constitution". *Pacific Affairs*, March 1946. pp. 27—29, トロヤ聯合案と邦中の民衆の反響について Hawkins, Gerald: "Reactions to the Malayan Union": *Pacific Affairs*, Sept. 1946. pp. 279—285, その他 Seitelman, Max: "Malaya in Transition." *Far Eastern Survey*. May 21, 1947. pp. 109—112. その他後註。
- (3) Seitelman, Max: "Political Thought in Malaya." *Far Eastern Survey*. June 4, 1947. p. 128.
- (4) *Strait Times*. March 18, 1946.
- (5) Mills L. A. and Associates: *The New World of Southeast Asia*. Minneapolis 1949, p. 203.
- (6) Hawkins, Gerald: "Marking Time in Malaya." *International Affairs*. Jan. 1948. p. 80.
- (7) Rees-Williams, D. R.: "The Constitutional Position in Malaya." *Pacific Affairs*, June 1947. p. 176.
- (8) Hawkins, G.: "Marking Time in Malaya." *ibid.*, p. 80.
- (9) Hawkins: *ibid.*, pp. 84—86.

五 憲法闘争過程におけるマラヤの諸政党

マラヤ憲法闘争は決して右の如き単純な経過を辿ったものではなく、それに達するまでには幾多の波瀾があり、右の基本線から除外された反対輿論の成長過程にこそ、かえってマラヤの民族主義運動の眞の相を見出すことができる。マラヤ連邦修正憲法草案は、主としてマレイ人の保守的勢力を代表する『統一マレイ国民組織』の代表者とサルタンならびにイギリス当局の合作を基礎としたものである。従つてその成果がマレイ人や華僑の進歩的分子によつて受け入れられなかつたのは当然である。インド人は一九四六年三月一八日、ネルーのマラヤ訪問と一九日のシンガポール演説によつて『マラヤ市民たるものはインド市民たる権利を放棄すべし』の声明は、インド人のマラヤ憲法闘争参加に抑制的な効果を与えたことは否めない事実である。かくしてマレイ人と華僑に対する反響が最も強くマラヤの政治舞台に登場したのである。

マレイ人の戦後最初の政治結社は一九四五年一〇月一七日『マレイ国民党』(Malay Nationalist Party, MNP)としてイポーで結成された。インテリ中産階級マレイ人を代表し、最初の党首はブルハヌディン博士(Dr. Burhanuddin)、第二番の党首はイシャック(Ishak bin Haji Mohamed)で、いずれも『クリス運動』の流れを汲む人々である。その八大綱領は(一)マラヤの自治、(二)自由な統一マラヤの実現、(三)三民族の協力、(四)市民的自由、(五)租税の引下げ、(六)農民扶助、(七)労働条件の改善、(八)インドネシア共和国との友好等であつた。非民主的封建貴族階級に対する弾劾と無視されたマレイ貧農の擁護は多大の共感を呼んだが、大インドネシア思想は華僑の疑惑を生み、またインドネシア共和国の前途が暗くなるにつれて低調となつた。一時共和国制を主張したがマレイ人の保守的人氣に投じなかつたのでちに立憲的君主の存続を是認した。国民党の主流は決して過激ではなかつたが、

その傘下の『青年正義派同盟』(Angkatan Pemuda Insaf. API)はブスタマン(Ahmed Boestaman)を指導者とする青年極端分子によって結成され、その制服、旗の点でそのままインドネシア的であり、党員一万を擁し最も活発であったが、一九四七年四月ブスタマンは不穩文書の廉で逮捕され結社も七月に禁止された。マレイ国民党はその他農民同盟(Peasants' Union)、婦人同盟(Angkatan Wanita Sechara)等八〇余の団体所屬国民党党員六万を擁し、統一マレイ国民組織の保守勢力に対抗する最も有力なマレイ人の政党であった。

華僑の政治団体はいくつか結成されたが、そのうち最有力のものは、シンガポールで一九四五年一二月に結成された『マラヤ民主連合』(Malayan Democratic Union, MDU)で、指導者は戦前より海峽生れのマラヤ華僑随一の政治家で有名なタン・チェン・ロック(Tan Cheng Lock)であった。彼の政治的意見としては、国民党の大インドネシア思想に反対し、シンガポールを含むマラヤにおける責任自治政府の樹立と、イギリス・コンモンウェルス内でのドミニオンの地位、人種宗教の差別なくマラヤを永住の地とみなし忠誠の対象とするすべての人々に対する平等の市民権の賦与をその内容とした。彼の意見はそのままマラヤ民主連合に反映し、普通選挙制による民主的な自治的なマラヤの実現をその目標とした。

マレイ国民党とマラヤ民主連合はその政治的要求において若干の衝突を免れなかったが、憲法闘争において連合戦線を布かんがために、『立案委員会』(Working Committee)の報告発表三週間前の二月一四日、『汎マラヤ共同行動会議』(Pan-Malayan Council of Joint Action, PMCJA)一〇日後これを改称して『全マラヤ共同行動会議』(All-Malaya Council of Joint Action, AMCJAとなる)を組織した。この会議に結集された主要な団体は『マラヤ・イ

ンド人会議』(Malayan Indian Congress)、『新民主青年連盟』(New Democratic Youth League)、『マラヤ十二婦人連盟』(Twelve Women's Federations in Malaya)、『マラヤ人民抗日軍在郷軍人協会』(MPAJA Ex-Service-men's Association)、『汎マラヤ労働組合連盟』(PMFTU)、『華僑商業會議所』(Chinese Chambers of Commerce)等であった。共同行動会議はその三大原則として、(一) シンガポールを含む統一マラヤ、(二) 完全選挙制による全マラヤ中央立法評議会、(三) マラヤを真実の郷土とみなし忠誠の対象とするすべての人民に対する平等の政治的権利を掲げ、さらにマレイ国民党の主張を加味して、新しく次の三つの原則、(一) マラヤのサルタンは完全なる主権的且つ立憲的統治者の地位を保持し、英駐在官の助言ではなく民主的制度を通ずる人民の助言を受ける、(二) 回教およびマレイ慣習事項はマレイ人の専管とする、(三) マレイ人の向上のために特殊の考慮が払われる⁽²⁾、を追加した。

しかし、この全マラヤ共同行動会議の首席にタン・チェン・ロックが選ばれたということと、マラヤ民主連合の綱領にあきたらざるマレイ人の青年過激分子が国民党幹部を動かしたため、共同行動計画を放棄せざるをえなくなり、ついにマレイ人の政党は国民党を中心として『人民総力結集戦線』(Pusat Tenaga Rakyat, PUTERA)に統合するに至った(一九四七年二月二日)。プートラは依然として、マラヤの国旗はインドネシア国旗と同色の赤白二色たるべきこと、公用語としてのマレイ語に固執した。しかしプートラとしても、憲法闘争という点において、全マラヤ共同行動会議とその推進力であるマラヤ民主連合との連繫を断ち切ったわけではない。共同行動会議が『諮問委員会』をポイコットするや、プートラは会議と共に立案委員会の憲法草案を激しく非難し、両者協議の独自の憲法草案作成に参画し、数ヶ月にわたる討議を経て、四七年十一月『人民憲法草案』(The People's Constitution for Malaya)を

発表した。

人民憲法草案の骨子は次の如きものである。(一) シンガポールを含むマラヤ連邦 (Federation of Malaya) の即時実施。(二) 主権はイギリス国王と『サルタン会議』(Council of Rulers) を構成する立憲的統治者としてのサルタンとが共有する。(三) 完全選挙制による立法評議会と、立法評議会によって選挙せられこれに対し責任を負う行政機関をもつ強力な中央国家の樹立、(四) マレイ人に対する譲歩として最低九ヵ年の期間中は中央及び州の評議会でマレイ人の多数制を認め、マレイ人の宗教と慣習事項はマレイ人の専管とする。(五) 中央評議会によって選挙された少数派民族の一八名の代表をもって構成される『民族会議』(Council of Races) は、人種的、宗教的偏見を除去するためにすべての立法を篩にかけ、少数派の民族の利益を擁護する措置を講ずる。(六) 市民権はマラヤにおける出生によって自動的に取得されるか、自発的にその母国への忠誠を放棄し、マラヤの軍事的防衛の義務を含むマラヤへの忠誠を宣誓する外国人に与えられる。右の人民憲法草案はマラヤ民主連合の前首席庶欧人弁護士ジョン・エバー(John F. Eber) の起草になるものといわれ、マラヤの進歩的自由主義者が同意しうる最大の協定分野を提供したものであるとして高く評価されたが、イギリス当局を動かすことはできなかった。

マラヤ共産党は党員の数こそ少なかったが、戦後の労働組合運動を組織指導し、その影響力は軽視を許さなかった。共産党は憲法闘争においては合同行動会議とブートラを支持し、普通選挙による憲法制定議会の創設と三民族協和の完全独立マラヤの建設を掲げた。しかし四八年二月からのマラヤ連邦の発足と、憲法闘争という合法的手段の分野が限界に達した頃から公然たる対英武力抗争を開始したのである。

四八年六月一日、マラヤ全土に非常事態宣言が発せられるや、マラヤの政治情勢は急速に悪化し、政党はその余波を受けて殆んど潰滅状態に瀕するに至った。全マラヤ合同行動会議はすでに五月頃から崩壊し、華僑は新しく『マラヤ華僑連盟』(Malayan Chinese League)に、インド人も自分達の自助的な共同社会組織に避難所を求めた。六月末マラヤ民主連合は自ら解散し、ブートラの中核体たるマレイ国民党は解散こそしなかったが、党首イシャックは逮捕され、その影響力は減退し、その組織は分解した。マラヤ共産党は七月に禁止され、Liew Yit Fun, Soong Kwong は逮捕されたが他の二人の最高指導者ライ・テック(Lai Teck)チャン・シン・チン(Chang Ming Ching)は地下に潜った。ライ・テックはマラヤ共産党の書記長であり、チャン・シン・チンはゲリラ戦の主要組織者の一人であると信ぜられていた。労働組合運動も弾圧せられ、汎マラヤ労働組合連盟議長インド人ガナパティ(S. A. Ganapathy)も四九年三月逮捕され五月処刑された。かくしてマラヤにおける左翼急進勢力の一掃の結果、政治団体として事実上の独占者としては、統一マレイ国民組織という保守的勢力のみとなったのである。

(1) Tan Cheng Lock: "A Chinese View of Malaya." *Three Reports on the Malayan Problem* N. Y. 1949. pp. 18—21.

(2) Sitcock, T. H. and Ungku Abdul Aziz: "Nationalism in Malaya." *Asian Nationalism and the West*. Ed. by W. L. Holland, N. Y. 1953. pp. 314—315.

(3) Thompson and Adloff: *The Left Wing*. pp. 146—147. (大形訳一五八ページ)

(4) ライ・テックは戦前戦後二十年にわたり、マラヤ共産党の指導者または書記長として活躍したヴェテランであったが、

マラヤ複合社会におけるナシヨナリズムの発展

ンラハンによれば、一九四八年初め頃多額の党資金を拵帶してマラヤを逃亡し、五月の党中央委員会によって追放せられたと述べられている。直相はむしろ『カルカタ路線』『中共路線』をとって、武装革命方式によらんとする陳平 (Chin Peng) と、過激な手段を回避しようとしたライ・テック (萊特) との間の主導権争いとみることが出来る。陳平はライ・テックを追放して自ら党書記長となり今日に至っている。(Hanrahan, Gene Z. *The Communist Struggle in Malaya*. N. Y. 1954 pp. 59—60.)

六 マラヤ・ナシヨナリズムの新展開

——一九五五年選挙の帰結——

非常事態の宣言は、幼弱なマラヤ・ナシヨナリズムの一切の萌芽を枯死せしめた。しかしマラヤ政府としても民族政策上、いつまでもこのような状態を傍観するわけにもいかず、四八年一二月末、マクドナルド総弁務官の勧奨のもとに、連邦立法評議会の議員達を中心に二一名の指導者の会合が非公式にダト・オンの家で開催され、その結果『民族連絡委員会』(Communities Liaison Committee) が組織された。⁽¹⁾

この委員会の目的は各民族相互の摩擦の源泉を研究し、これを除去することによって、マラヤにおける国民的統一の可能性を創造するにあるとせられた。この委員会の提唱が動機となつて、華僑の政治団体として、『マラヤ華僑協会』(Malayan Chinese Association, MCA) が四九年二月二七日、タン・チェン・ロックを会長として創立された。かくして、マレイ人の UMNO と華僑の MCA とは、マラヤにおける二大政治組織として、民族連絡委員会を媒介としつつ、マラヤ政治の重要な共通問題に関して、建設的な討議をおこない、前後数ヵ月間の活動を通して若干の一

致した決議に達した⁽²⁾とはいうものの、非常事態下の制約のもとでは、なんらの成果をもあげることではできなかった。五一年九月一五日、ダト・オンは民族連絡委員会において到達した結論を実行に移すために、UMNOの会長を辞めて、新に『マラヤ独立党』(Independence of Malaya Party, IMP)を発足せしめた。ダト・オンは独立マラヤのために、統一マラヤすなわち三民族協和の基礎に立つ政党の必要を痛感したからである。その八大綱領の中には、(一)十年以内の自治政府、(二)五三年までに民主的な地方選挙と五五年までに中央立法評議会の選挙、(三)文官制度の『マラヤ化』(Malayanisation) (中国人も文官に任用すること)、(四)マラヤ諸州の封建制度の改革⁽³⁾、などかかげられた。彼はすべての民族の完全な平等の原則をモットーとし、non-communalな立場を強調したが、結局少数のインテリ階級の共感をよんだにとどまり、また一〇年以内の自治政府の実現の主張は、五年以内の独立を要望するマラヤ人一般民衆に訴える力を欠き、わけても、連邦政府の内相として頭職に就いていたダト・オンに対する政治的信頼の欠如が、マラヤ独立党を御用政党として疑惑の念をもたせた大きな原因であった。その発足の華々しさにもかかわらず、大衆の支持なく、五二年二月におこなわれたクアラ・ルンブル市会選挙に大敗した以後は衰退の一路をたどることとなった。

右の市会選挙において、マラヤ独立党に對抗して大勝をおさめたのはアライアンスすなわち『統一マレイ国民組織・マラヤ華僑協会同盟』(UMNO-MCA Alliance)であった。UMNOの新党首アブドゥル・ラフマン(Tengku Abdul Rahman Putra)とMCAの党首タン・チェン・ロックは、クアラ・ルンブルの華僑実業家リー大佐(Colonel H. S. Lee)の組織力と財力を背景として同盟戦線を張り、功妙な選挙対策が奏効して市会一二議席中の九議

席 (MNP 二席、無所属一席) を占めて大勝した。さらに五二年から五三年にかけておこなわれた地方選挙において、このアライアンスは一二四議席中の九四議席を占めるといふ異常な躍進をとげた。⁽⁴⁾ 地方選挙の大勝に自信を増したアライアンスは、『連邦立法評議会』の総選挙を要望し、五三年三月一七日、アライアンスの総選挙協定原則を発表した。つづいて四月六日、UMNO のマラッカ大会は、『連邦総選挙アライアンス草案』を可決し、(一) 議席五分の三の選挙議員制、(二) 五四年までの総選挙実施、(三) 本草案が拒否せられた場合、UMNO と MCA の代表者は現在の任命制立法評議会をボイコットする旨の宣言を、『ムルデカ』(独立) の喚声の中に発表したのである。

このようなアライアンスの総選挙への急進的な要望に対抗するため、マラヤ独立党のダト・オンや各州の首相 (マントリ・ブッサル) (Mentri Besar) は協議し、ペラ州の首相ダト・バンリマ・フキ・ガントアン (Dato Panglima Bukit Gantang) を首唱者として、四月二七日、マラヤのすべての政党に呼びかけて、『マラヤ国民会議』(Malayan National Conference) を開催した。主催者側は、本会議が決して政府の支持のもとに開かれたものでないことを強調したが、一般民衆からは疑惑の眼をもつて迎えられる、会議も単なる『将来の自治的マラヤの計画』のための立案委員会の任命をなすにとどまった。そのみでなく、この会議においてダト・オンが MCA やタン・チュン・ロックの変節を攻撃し、華僑商業会議所議員達の『マラヤを中国本土の第二十州たらしめんとする』陰謀におどらされたものであるとの発言をなしたため、マラヤ華僑の感情をいたく刺激する結果をまねいたのである。

このように、アライアンスとマラヤ国民会議との対抗が漸く熾烈化せんとするとき、英政府も従来の方針を再検討せざるを得なくなり、時の高等弁務官テンプラー大将 (General Templer) の主導権のもとに、『連邦選挙委員会』

(Federal Elections Committee) を任命することとなり、連邦評議会の議員四六名から成る『四十六人委員会』(46-man Committee) を、五三年七月一五日に任命し、さらに八月一七日に、その内より二〇名(マレイ人一〇、中国人三、欧人三、インド人二、セイロン人一、ユレシアン一)を選んで、『二十人立案委員会』(20-man Working Committee) を構成せしめることとなったのである。英政府のこの決定はマラヤの諸政党の動きにさらに拍車をかけ、『全マラヤ労働党』(Pan-Malayan Labour Party) は、エンチ・モハメッド・ソプー(Erche Mohamed Sopie) の指導のもとに、独自の憲法草案を発表し、マラヤの基本産業の国有化、一九六四年までの独立、五四年までの総選挙を主張しアライアンスとの共同戦線を張らんと試みた。八月六日のアライアンス会議、すなわち MCA-UMNO Convention は、マラッカ大会決議の再確認と、コンモンウェルス内の独立を決議した。しかるに翌八月七日のマラヤ国民会議の大会は選挙制による連邦評議会案は時期尚早であり、それ以前に任命制による現在の連邦評議会議員数を七五人より九〇人に拡大すべきであり、連邦よりも各州評議会の改善が先決であるなど、英政府の代弁を思わせるような時代逆行的な決議をなし、アライアンスや労働党からのほげしい攻撃を浴びた。

五四年二月一日、さきに任命された『連邦選挙委員会』の報告書が発表された。この委員会の構成がマラヤ国民会議を支持する委員が多数を占めたため、連邦評議会の議席総数九二人中 elected minority 四四人とし、総選挙は適当な時期に実施するという趣旨の多数派案が報告書における委員会提案の内容となった。したがって議席総数百人中 elected majority 六〇人、総選挙は五四年一月までに実施すべしというアライアンスや労働党系委員の少数派案は否決せられたのである。しかしながら、委員会報告書に対するアライアンスの強硬なる反対表明と、他方五二年か

ら五三年にかけて行なわれた地方選挙におけるアライアンスの圧倒的勝利の圧力により、英政府は委員会報告書をものまま採用しないという異例の措置に出て、五四年四月二十七日、連邦評議会の構成を選出議員五二人、任命議員四六人とすべき妥協案を発表したのである。この妥協案に対してあくまでも三分の二の elected majority を主張するアライアンスは、英本国への代表派遣の要請が拒否せられるや、三分の二多数制を棄てて完全選挙制による連邦評議会 (fully elected Federal Council) の主張を、四月一七日の緊急マラッカ大会で決議するなど、逆襲的態度に出て、ついにアブドゥル・ラフマンを首席とする代表団を英本国に派遣することに成功した。この代表団による直接の効果はなかったが、六月二十七日、『連邦選挙法』(Federal Elections Bill) を審議するために招集された連邦評議会をボイコットしたことなどが、連邦選挙の日程を促進した動因になったことは明らかであろう。

五五年七月二十七日に行なわれたマラヤ連邦総選挙の結果は、UMNO, MCA とともに MIC (Malayan Indian Congress) マラヤ・インド会議派) の三党連合によるアライアンスの決定的な勝利となった。

アライアンスに対抗した最有力の政党は、五四年二月二十八日、ダト・オンの指導権のもとに、マラヤ国民会議を中心に結成せられた『ネガラ党』(Party Negara) であったが、彼自ら最も強固な地盤とされたジョホール・バルで落選し、三三名の候補者は完敗を喫することとなった。ダト・オンが敗北したのは、彼が結局はサルタンや右翼イギリス人などの保守的勢力の代弁者であり、non-communal の理想をすてて、マレイ農民の関心を買わんがために『マレイ人のためのマラヤ』(Malaya for the Malays) を叫んだことが、かえって民衆の離反を招くことになったのである。アライアンスの勝因は、リー大佐の組織力による巧妙な選挙対策、マレイ人と中国人との共同戦線による Non-

政 党 名	候補者数	当選	得 票	比率
Alliance	52	51	818,013	79.6
Negara	33	—	78,909	7.6
Pan-Malayan Islamic Party	11	1	440,667	3.9
National Association of Perak	9	—	20,996	2.0
Perak Malay League	3	—	5,433	0.5
Perak Progressive Labour	2	—	1,081	0.1
Labour	4	—	4,786	0.4
Independents	18	—	31,642	3.0

F. G. Carnell: "The Malayan Elections," *Pacific Affairs*, Dec. 1955. p. 315.

T. E. Smith: *Report on the First Election of Members to the Legislative Council of the Federation of Malaya*. Kuala Lumpur 1955. pp. 68—76.

Communism の立場、そして何よりも二年以内の完全自治と、四年以内の完全独立を目標とし、ムルデカ（独立）のスローガンを高く掲げて、民族の熱望に強く訴えたことにある。

総選挙の結果にもとづく新連邦立法評議会は、五五年八月三日に招集され、選挙議員五二名、任命議員四六名、計九八名が参集した。新政府たる連邦行政評議会 (Federal Executive Council) の首相にアブドゥル・ラフマンが就任し、一五人の大臣のうち一〇人 (UMNO 七人、MCA 三人、MIC 一人。但し内相は首相の兼務) はアライアンスによって占められた。かくして、アライアンスは立法評議会九八議席のうち七一議席という三分の二以上の支持を得て、きわめて安定せる政権を確立することとなったのである。⁽⁵⁾

(一) T. H. Silcock and Ungku Abdul Aziz: "Nationalism in Malaya" *Asian Nationalism and the West*. Edited by W. L. Holland. N. Y. 1953. pp. 325—340. (一九五〇年のラクノウ会議に提出されたシルロック等の報告ペーパーは本書に収録された。)

(二) 一致した決議は次の如し。(一) すべての官立学校は英語とマレイ語を教授すること。(二) 非マレイ人は単に市民権を獲

得するばかりでなくマラヤの国民となることすなわちサルタンの臣民たる身分を獲得することができること。(三) マラヤにおける進歩は非マレイ人の政治的権利の向上とマレイ人の経済援助の増加をよむ原則の承認にあること。(Silcock and Ungku Abdul Aziz: *ibid.*)

(c) Silcock and Ungku A. Aziz: *op. cit.*, p. 334.

(4) F. G. Carnell: "Constitutional Reform and Elections in Malaya." *Pacific Affairs*. Sept. 1954. pp. 216—235.

(5) F. G. Carnell: "The Malayan Elections." *Pacific Affairs*. Dec. 1955. pp. 315—330. また、西野照太郎『マラヤ連邦の選挙』レファレンス第五七号八六一—八八ページ。ほかに五五年選挙の分析に関しては、アイリン・ティンカーの Irene Tinker: "Malayan Election: Electoral Pattern for Plural Societies," *Western Political Quarterly*, June 1956. pp. 258—282. があつゝ。

七 シンガポールの政治情勢(一九五五年選挙)

他方、シンガポール植民地の政治情勢はいかなる変化を示したであろうか。シンガポールの立法評議会は、一部は選挙によって選出せられた民間議員をもつて構成され、第一回選挙は四八年三月、第二回選挙は五一年四月に施行された。さらに五四年二月に発表された『レンデル委員会報告書』(Rendel Commission Report)に基礎をおく『レンデル憲法』が成立し、立法評議会の総議席数は三二に拡大され、また選出民間議員数は二五となり三分の二多数という民主的立法機関となった。また選挙の結果多数を得た政党、あるいは連立政党の指導者が推薦し、総督が任命する六名の選出民間議員と *ex-officio* 官吏議員三名とをもつて構成する『大臣会議』(Council of Ministers)が組織を

れ、従来の行政評議会の職務権限を継続する内閣制度が導入された。また有権者の任意登録制が廃止され、二一歳以上のイギリス市民権をもつ男女の自動登録制となり、有権者数も四八年の第一回選挙の際の二万二千人余より三〇万人余に膨張した。

レンデル憲法による立法評議会議員の選挙は、五五年四月二日実施され、革新派の『労働戦線党』(Labour Front)が多数を制して第一党となったが、過半数を占めることはできなかった。(労働戦線党一〇、アライアンス党三、人行動党 People's Action Party 三、進歩党 Progressive Party 四、民主党 Democrats 二、無所属三)。かくして労働戦線の党首マーシャル(David Marshall)は、アライアンス党と連立し、総督による任命民間議員四名のうち二名の自党所属議員を加え、アライアンス党の二名(三名のうち一名はマレイ・ユニオン党がアライアンスから脱退したので)と共に、与党一四名をもって、四月七日、自ら首相の地位に就きマーシャル政権を発足させた。

マーシャル政権発足後、シンガポールの政治情勢は急速な新展開をみせ、五五年末より自治政府樹立への機運が次第に濃厚となった。五六年初頭マーシャル首相はロンドンを訪れ、シンガポールの自治について英当局と話し合い、英政府もシンガポール植民地に高度の自治政府を許与する方針を明らかにした。そこでいよいよ四月十四日に、マーシャル首相を主席に、主要政党代表者十一名で組織された使節団がロンドンに向い、英政府とシンガポールの独立自治に関する最終的な協議に入ることとなった。会談は四月二三日より五月一五日まで続けられたが、独立後、英連邦内の自治領としてとどまり、イギリスに外交・防衛権を認めることは問題なしとしても、英国側は国内治安の実権までも手放さないとの態度を譲らなかつたために、ついに会談は決裂するに至つた。またマーシャル首相がロンドンを出

発するにあたって提示したロンドン会談再開のための最後の提案も、五月三〇日英政府の拒否するところとなり、マーシャルは六月七日会談失敗の責任を負って辞職し、代ってマーシャル前首相と同じ労働戦線党の林有福 (Lim Yew Hock) が首相に就任し、シンガポールの独立問題は当分見送られることとなったのである。

イギリスが原則的にはシンガポールの独立を認める方針でありながら、国内治安の実権に執着したのは、シンガポール人口の八割をしめている華僑の動向になお不安を感じたためでもあろうが、なによりもキプロス問題の悪化と、セイロン四月選挙の結果バンダラナイケ新政府による英軍軍事基地の撤廃要求など、シンガポールの戦略的重要性がさらに一段とクローズアップしたためとみるのが真相に近いであろう。シンガポールの独立交渉は当時の情勢からみていまし機⁽¹⁾の熟するのを待つよりほかはなかった。

(1) F. G. Carnell: "Constitutional Reform and Elections in Malaya." *Pacific Affairs*, Sept. 1954. pp. 216—220.

また西野照太郎『シンガポールの選挙』レファレンス第五四号五五—五九ページ。

八 マラヤ・シンガポールの独立自治と政治的将来

——マラヤ・ナショナリズムの試練——

第二次世界大戦終結後、アジアのほとんどすべての主要な民族が、相次いで宿望の政治的独立を獲得したが、ひとりマラヤのみはこの大勢からとり残された。マラヤの政治的将来がいついかなる形で打開せられるかは、アジアのナショナリズムの発展に関心をもつもののひとしく注目するところであった。すでにのべたように、マラヤ連邦およびシンガポール植民地における民主的政治機構は、一九五五年の選挙とともに一大躍進をとげた。しかし独立への道は

なお遠い将来のように思われたのであるが、それが一九五六年二月八日、いわば晴天のへきれきのように五七年八月三一日までに、英連邦内でのマラヤ連邦の完全自治と独立を与える協定が、マラヤ連邦首相アブドゥル・ラフマンとボイド英植民相とのあいだに調印せられた旨が発表された。これによってマラヤ連邦は、新憲法制定とともに独立主権国家として新しく一九五七年八月三〇日に誕生することとなり、また残されたシンガポール問題も、一九五九年六月三日に独立国家ではないが、完全なる内政上の自治権を有する自治州 (The State of Singapore) としての地位を認められることとなり、かくしてマラヤの政治的地位は急速なる発展をみることとなったのである。

マラヤの独立がこのように意外に早く進展するようになった理由の一つは、これまでマラヤの治安に対する最大の脅威であったマラヤ共産党の勢力が次第に弱まったことと、さらにマラヤの独立問題を解決することによってマラヤ共産党の政治的魅力を減殺する見通しははっきりしたことにともなくとみることができ、マラヤ共産党のゲリラ対策としてこれまで英政府はもっぱら軍事作戦にたよる一方、あるいは五〇年六月以降ブリッグス・プラン (Briggs Plan) によるスクォーター (Squatters) のジャングル周辺農園地帯よりの隔離移転政策、五二年一月以降のテンブラ大將による集団処罰 (Collective punishment) や集団拘禁 (Mass detention) を通しての中国人同調者掃滅政策など、強硬対策をもって臨んだ。しかしそれにもかかわらず武力作戦によって、これを降服せしめることは至難であった。⁽¹⁾

他方、マラヤ共産党は、五一年一月、五四年五月、五五年五月、再三にわたり円卓会議開催による平和提案を声明するに至り、総選挙後のマラヤ連邦政府も何らかの政治的措置を講ずる必要にせまられ、九月八日、話し合いを拒否

する一方、大赦令公布による投降を勧請したのである。しかるところ、九月二八日付陳平 (Chih Ping) マラヤ共産党書記長のアブドゥル・ラフマン首相およびサー・タン・チニン・ロック (陳禎祿) M C A 会長あての書簡に端を發し、五五年一月二八日、二九日の両日、ケーダー州バリン (Baling) 村において休戦会談が開催されることとなった。しかし共産党側の三つの条件、(一) 共産党の公認、(二) 大赦令適用による全員自由、(三) 共産党を公認しないでその解散を要求するならば、彼らのイデオロギーを宣伝するため新しい政党を結成することを承認する、という提案は原則的に拒否され、大赦令の適用を受けた者のマラヤ政府への忠誠宣誓を固執したため、会談は期待された成果をあげることなく決裂した。しかし五六年二月二二日、アブドゥル・ラフマン首相は、再度陳平書記長に休戦降服を要求し、五七年八月独立後も同じ要求をなしつつけた。もとよりマラヤ共産党の降服は今日に至るまで実現をみないけれども、この間に投降者続出し、現在ではマラヤ共産党の勢威は微弱となり、数百名程度タイ国境地区に潜伏するにとどまり、非常事態宣言も六〇年初頭廃止せられるに至ったのである。

一九五九年八月一九日に施行せられた独立後第一回総選挙は次のような結果をもって再びアライアンスの勝利に終わった。⁽²⁾ (なお同年五月、六月に施行された州評議会 (State Council) の選挙においてもアライアンスが勝利をおさめたのであわせて示すことにしよう。)

この選挙により、アライアンスは国会における議席総数一〇四のうち七四議席を占め、州会における議席総数二八二のうち二〇七議席を獲得し圧倒的な勝利をおさめた。しかしながら一九五五年の選挙において得票八一万八、〇〇〇票、得票率七九・六%であったものが、五九年選挙においては八〇万九四四票、得票率五一・八% (但し州会にお

1959年のマラヤ連邦国会および州会選挙

政 党 名	議 席		得 票		得票率 (%)	
	国会	州会	国会	州会	国会	州会
Alliance	74	207	800,944	861,705	51.8	55.5
Pan-Malayan Islamic Party (P.A.S.)	13	42	329,070	322,025	21.3	20.7
Socialist Front	8	16	199,688	150,321	12.9	9.7
Peoples Progressive Party (P.P.P.)	4	8	97,391	88,581	6.2	5.7
Party Negara	1	4	32,578	66,475	2.1	4.3
Malayan Party	1	0	13,404	7,560	0.9	0.5
Independents	3	5	74,194	55,827	4.8	3.6
	104	282	1,564,575	1,592,605	100.0	100.0

Report on the Parliamentary and State Elections, 1959.

Prepared by the Election Commission, Kuala Lumpur 1960

pp. 9-12.

マラヤ複合社会におけるナショナリズムの発展

いては得票八六一、七〇五票、得票率五五・五％）に減退したことは、アライアンスが必ずしもマラヤ政治における永久政権としての地位を保持するとは限らないであろう。しかしながら他方において最大の野党として議席一三（州会は四二議席）を占めるに至った汎マラヤ回教党（P M I PまたはP A Sと略す）の将来的展望は必ずしもよいということではない。なぜなら、この政党が獲得した国会および州会の議席は、全くクランタンとトレンガヌの東北二州に限られており、（右の二州以外で得た議席はペラ州会での一議席のみ）、他州への進出は今後とも多くを期待し得ないのである。

汎マラヤ回教政党的選挙綱領のうち、アライアンスとの闘争で最も基本的な相違点と考えられるのは次の三点である。⁽³⁾すなわち、(一)われわれの欲するものはマレイ人の国家 (Malay Nation) であって、マラヤ国家 (Malayan Nation) ではない。マラヤ国家の概念はイギリス人の創造であって、この概念からマレイ人の忠誠の観念を引き出すことはできない。

(二) われわれは政治、経済、社会、文化のあらゆる生活面において回教原則 (Islamic Principles) が適用されることを望む。回教原則は国家生活のあらゆる面に適用可能であり、マレイ人の生活理想から回教原則をとり去ることは不可能である。われわれは決して神権国家 (Theocratic State) を求めているのではなく、近代的な世俗国家を認めるのであるが、それは回教原則にもとづく民主的国家 (Democratic State based upon Islamic Principles) として可能である。(三) マレイ語を唯一の国語 (National Language) とし、これを教育用語とする国民学校 (Sekolah Kebangsaan: National School) を建設し、マレイ語を中心とする国民教育制度 (National Education System) を早急に確立すること、もちろんこれによって他の民族の母国語 (Mother Tongue) を抑圧するわけではないが、マレイ語を国語とする基本原則の早急なる実施措置を講ずること、これである。

以上は汎マラヤ回教政党的基本綱領であるが、第三点はアライアンスとしても異存あるわけではなく、現在強力にその実施を急いでおり、殊に憲法に規定せられている独立後十年にして公用語としての英語を廃止しなければならぬことからみて、国民学校建設のため鋭意努力しており、そのためのマレイ語教師を増加するために『国語教師研修所』 (Maktab Perguruan Bahasa) (クアラ・ルンポールの郊外ブタリン・ジャヤのマラヤ大学内に設置) を創立し、年に三〇〇人の教師を養成して送り出しつつある。⁽⁴⁾ しかし、第一と第二点については、アライアンスは P M I P と真正面から対立している。アライアンスとしては、あくまでもマレイ・コミュニナリズムの立場を離れて三民族協和のマラヤ国家建設の方針を堅持している。⁽⁵⁾ このようなアライアンスの基本方針は、マラヤのような典型的な複合社会における平和的建設のためには、諸民族間の摩擦や緊張を回避する意味で、最も適当な方向であると思われる。

P M I P の主張は本源的土着民族としてのマレイ人の権利擁護の立場から、首肯し得べき点もないわけではないが、すでに人口的にも匹敵し、或いは将来凌駕されるかも知れない趨勢のもとで、いたずらに排他的権利を主張するのみでは、マレイ・コミュニズムの非難を免れないであろう。P M I P は野党としてなお若干の伸張をみることはあっても、マラヤ政治のリーダーシップを握る見通しは乏しいといわなければならぬ。むしろ将来アライアンスが急速な経済開発の課題に十分に耐え得ないことが判明した場合、進出し脅威を与えらると思われる政党は、ブスタマン (Ahmed Boestaman) のひきあつる『社会主義戦線』(Socialist Front) であろう。ブスタマンは憲法闘争過程においてマレイ国民党傘下の『青年正義派同盟』(Angkatan Pemuda Insaf) の指導者として過激な政治闘争を行つて逮捕されたことがある。しかし現在は穏健な社会主義者として信望を聚めており、五九年の総選挙においてわずかに八議席を獲得したにすぎず、その選挙地盤もセラングール(五議席)とベナン(三議席)に限られている。それにもかかわらず、州会の議席一六は右の二州のほかはネグリシンピランやジョホールでも獲得したものであり、野党の中では一番幅広い選挙区で投票を集めたことに注意しなければならない。もちろん急激な拡張をみることはないであろうが可能性としては随一であるともみることが出来る。

他の少数党の『人民進歩党』(Peoples Progressive Party. PPP) はペラ州のみに限られた地方政党で、華僑やインド人労働者の利益擁護を主張し、反マレイ人のコンミュナル政党である。またダト・オンのひきいる『ネガラ党』(Party Negara) も、P M I P におとらぬマレイ・コンミュナル政党であり、一九五五年の選挙でダト・オンは彼の郷土のジョホール・バルで落選の憂目をみており、五九年にはトレンガヌ州で、アライアンスに対抗する選挙対

策で、P M I P がダト・オンを支持したので辛うじて当選し、ネガラ党として唯一つの議席を占めたにすぎず、ネガラ党の政治的将来はほとんど絶望とみられている。

このように見てくるとき、アライアンスの内部的分裂や、アブドゥル・ラフマン政府のよほどの腐敗や蹉跌がない限り、ここ十年間はアライアンスを中心としてマラヤの政治的安定は維持せられると観測することができる。しかしながら、マラヤ政府の課題として将来に残された重要問題の一つは、マラヤ連邦とシンガポール自治州との統合の問題である。

ここで翻ってシンガポール自治州の政治情勢を一瞥しなければならない。

シンガポールのイギリス連邦内での自治州としての独立は、五九年林有福 (Lim Yew Hock) 政府のもとで準備されたが、五九年五月三十一日の最初の総選挙において、与党の『労働戦線党』(Labour Front) は林有福とデービッド・マーシャルとの軋轢分袂のため雪崩的惨敗を喫し、これに反し五五年の選挙のとき僅かに三議席にとどまった『人民行動党』(People's Action Party) が五一議席のうち四三席を占めるといふ圧倒的勝利をおさめて社会主義政權を生誕せしめた。新政府は六月三日から李光耀 (Lee Kuan Yew) を首班として発足した。また政權担当以来一年半を経過したに過ぎないので新政府の将来は未知数というほかはないが、社会主義権にふさわしく綱紀および風紀の肅正を第一にかかげて一切の汚職淫樂を追放し、清潔なる政治をモットーとし、高級官吏の俸給引下げ、労働賃銀の引上げ、市民の勤労奉仕動員など実行力を発揮したことは認めなければならない。特に下層労働階級のための住宅建設や賃銀引上げ (最低賃銀として労働組合は二一〇マレードル、二万五、〇〇〇円を要求している) に大胆な政策を

推進せんとしている。しかし年率三%を超ゆる自然増加率をもつ一五〇万の人口を、狭いシンガポールの島内で維持することはきわめて困難な問題であり、雇用問題からいっても急速な工業化が焦眉の急である。しかし工業化のための民間資本の動員の障害となつてゐるのは、高い税率と高い賃銀にあるので、今日の香港にみる如き急速なる工業化を望むことは不可能である。政府は新たにジュロン工業地帯を創設して、パイオニア・インダストリを優遇しながら、經濟開発五カ年計画を推進しようと企図しているが、これも藉するに時間をもつてしなければならぬ。

シンガポールの政治的經濟的將來にとつて最も重要な問題は、マラヤ連邦との合併であることはいうまでもない。シンガポールが經濟的に自立することのできないことは指摘するまでもない。シンガポールがマラヤ連邦から分離されたことは、いうまでもなくイギリスの軍事的戰略的必要からであつたが、この分離を政治的に可能にしたものは、ひとつにはマラヤ連邦におけるマレイ人の政治的利益に合致したからであつた。⁽⁷⁾現在マラヤ連邦の総人口は約六八〇万人であり、そのうちマレイ人は三四〇万、華僑は二五二万（インド人七十七万その他一二万）であつて、あきらかにマレイ人口は優位に立つ。もしシンガポールが合邦したとすれば、全人口の四四%を華僑が占めマレイ人は四三%あるいはそれ以下となることは一般の認めるところである。マレイ人としては連邦において政治的優位を保ち国造りの基礎を固めてから、改めてシンガポールに対する態度決定をなすことが有利であると判断したのである。

もしマラヤ連邦とシンガポールとの分離が、以上に述べたイギリスの戰略的要請とマラヤ連邦の政治的利害の二点にもとずくとすれば、今後の見通しをいかにみるべきか。第一にイギリスの軍事的戰略的重要性は、戦後一五年を経過した今日の國際政局および東南アジア情勢ならびにイギリスの対中国政策の推移からみて、次第に減退の一途を辿

るであろうと観測される。そのうえ、イギリスは合併以降においてもコンモンウェルス構成国としてのマラヤ政府との間にシンガポールの特殊地位を保障させるであろう。いずれにしても四八年二月のマラヤ連邦とシンガポールとの分離に際し、『最終的合併』(ultimate union)の原則を確認した建前からいつて、この合併問題が本格的に登場すれば、イギリス側としては異議を申立てることはないであろう。

第二に、マラヤ連邦政府の合併問題に対する現在の考え方はいかなるものであろうか。

筆者が一九六一年一月二十三日、アライアンスの本部においてU M N O本部書記長フセイン・ノールデイン(Husein Noordin)との会見の際確めたところによれば、次の如くである。(一)われわれとしてはシンガポールとの合併問題をあまり長く放置しておくことはできない。(二)それゆえ合併のための条件が成熟するよう努力しなければならない。(三)その条件というのは、マレイ人の経済的地位の向上をはかり、華僑と匹敵することは不可能であるができるだけ接近するように努力すること、そのために農業や農村工業の開発のために非常な熱意をもってあたっている。(四)人口バランスの問題を解決する一つの方法として、われわれはシンガポールを合併するとき同時に英領ボルネオ(北ボルネオ、サラワク、ブルネイ)の合併を希望している。すでにブルネイは合併参加の願望を明示している。もしこの第四点にたいしてイギリス政府が同意するようになれば合併問題は急速な展開をみることになるであろう。⁽⁵⁾

これにたいしてシンガポール自治政府はいかなる態度をとっているであろうか。シンガポール政府はマラヤ連邦との合併のときにおいてのみ完全独立を許容されるであろうことを予見して、本問題の促進にたいしてはきわめて積極的である。そのためにも合併の障害になる条件を除去する必要があることを自覚して、李光耀政府も努めてその方向

にむかいつつある。第一に自治州の元首 (Yang di-Pertuan Negara) としてマレイ人を推戴したこと、第二にマレイ語を国語としたこと、第三に人民行動党の左派の指導者王永元 (Ong Eng Guan) を閣僚の地位から追放し (一九六一年一月末)、中道を歩む穏健なる社会主義政党としての性格を明かにしたこと、などをあげることができよう。このような方向への推進は、たしかに合併問題にたいして明るい希望を与えるものである。しかし、右のうちマレイ語を国語としたことは先見の明ある英断としても、問題はマレイ語を教育用語として国民教育制度の確立へ前進することにあるが、この点で多くを期待することはできず、統一マラヤ国民形成への道はなお多難であるといわねばならない。

これを要するに、シンガポールをふくむ両民族の協和によるマラヤ国民国家 (Malayan Nation-State) の創造とマラヤにおける安定と進歩は、一方、華僑の政治的権利 (市民権) の改善と、他方、マレイ人の経済的地位の向上との調和的均衡の上のみ達成せられるということである。このような基本的路線を進むことなくしては、近代国家の必須条件としての『共通の社会意志』 (Common Social Will) をもつ国民を、マラヤ複合社会の中から創り出すことは至難である。複合社会における政治的国民的統一はコンミュニズムの立場を超えた社会的民族的統一を通してのみ達成せられるのである。この意味においてマラヤのナシヨナリズムは他の東南アジアのナシヨナリズムの中でも、最もきびしい試験の前に立っているといわなければならない。⁽¹¹⁾

(一) Victor Purcell: *Malaya: Communist or Free?* Stanford 1954, 288 pp. 本書はバーセル教授のテンンラー政策批判の書である。その他共産ゲリラの状況や、マラヤ共産党の歴史や活動状況について調べるには、Harry Miller: *Mengage in*

Malaya. London 1954. 248 pp.: Gene Z. Hanrahan: *The Communist Struggle in Malaya*. N. Y. 1954. 146 pp. 邦文イ教授のマラヤ共産主義の政治学的・社会学的分析も理論的考察として述べたものがある。Lucian W. Pye: *Guerrilla Communism in Malaya: Its Social and Political Meaning*. Princeton University Press. 1956. 369 pp. 邦文最近東洋ソビエトの共産主義を概観したブリンメルの書物の中にマラヤについてある。J. H. Brimmell: *Communism in South East Asia: A Political Analysis*. Oxford Univ. Press, London 1959. pp. 88—96, 146—150, 194—212, 320—339.

(2) 五九年選挙についてはマラヤ連邦政府から詳細な選挙委員会報告書が出版された。

Federation of Malaya: *Report on the Parliamentary and State Elections, 1959*. Prepared by the Election Commission. Kuala Lumpur 1960. 58 pp. 五九年選挙の分析については T. E. Smith: "The Malaya Elections of 1959" *Pacific Affairs*, March 1960. pp. 38—47. はかに一九五八年までのマラヤ・シンガポールの政治構造の分析として述べたもの。J. Norman Parmer: "Malaya and Singapore," *Governments and Politics of Southeast Asia*, Ed. by George McT. Kahin, Cornell Univ. Press, Ithaca 1959. pp. 241—312. がある。

邦文文献としては、一九五五年および五九年の選挙を分析しながらマラヤの政治情勢について述べた次の論文は有益である。岡野加穂留『マラヤの政治構造』エカフエ通信第二三八号 昭和三五年八月二十一日、一一二八ページ。また藏居良造『マラヤの政治動向と華僑』(マシア経済研究所松尾弘編『マラヤの華僑と印僑』昭和三六年二月刊一一一五二ページ。)もマラヤ・シンガポールの政治構造のすぐれた分析である。

(3) 一九六一年一月二十三日、PMIPの党首ブルハヌデイン博士と私との会見における談話メモによる。

(4) マラヤの言語を中心とした学校教育の現状については、田村皖司『マラヤの教育』(日本エカフエ協会『マラヤの社会構造』エカフエ資料第二四号一九六一年三月刊一四三—一六五ページ)をみよう。

(5) 五九年のアライアンスの選挙綱領の第三に『ハーキニー』という見出しで『われわれ民族間の完全なる調和』(Complete harmony among our people) をうたつた。¹⁾ Alliance Headquarters: 1959 Parliamentary Election Manifesto. Aug. 1959. (23 pp.) p. 3.

(6) 人民行動党政府の一年間の業績については、党の文化部から宣伝用に発表した絵入り刊行物がある。文化部編『一年的和平革命』(一九五九年六月三日至一九六〇年六月三日) 四二二ページ。

(7) この点に関して前マラヤ大学教授シルロックの詳細なる分析をみよ。T. E. Silcock "Singapore in Malaya". *Far Eastern Survey*, March 1960. pp. 33-39. この論文の邦訳がある。『マラヤとシンガポールの関係—華僑問題を中心として—』エカフェ通信第二三八号昭和三五年八月二十一日 二九—四八ページ

(8) アブドゥル・ラフマン首相は『大マレーシア連邦』(マラヤ、シンガポール、英領ボルネオの統合) 計画について、マタヒラン英首相と予備交渉を十一月二十日から二十三日までロンドンでおこなったが、会談は事実上の合意に達したと報ぜられてゐる。(朝日新聞昭和三六年十一月二十三日) *Memorandum Setting Out Heads of Agreement for a Merger Between the Federation of Malaya and Singapore*. Cmd. 33 of 1961. Government Printer, Singapore, Nov. 1961. 8 pp.

(9) 王永元は一九五七年十二月、三十一才の若冠をもつてシンガポール市長に当選し、李光耀内閣では国家開発相の地位にあつた。左派の閣将として注目せられていたが、李首相は彼を追放する罪状として縁故主義ネグテイブにもとづく汚職をあげて告発した。六一年一月二十四日からチュマ (Chua) 裁判官を首席とする法廷が開かれた。現在係争中である。王の伝記としては『民主闘士—王永元—世界第一位青年市長』鋼報出版社一九五八年九月刊 一二二二ページ。

(10) J. S. Furnivall. *Progress and Welfare in Southeast Asia*. N. Y. 1941. p. 69; W. C. Corry: *Malaya Today*. London 1955. p. 41. (本書は本書出版当時のマラヤの政治情勢を、イギリス人の立場から眺めた典型的な書物である)

(11) マラヤのナショナリズムとコンミュニタリズムまたはレーシアリズムの問題に関しては次の参考文献をみよ。

- (1) キング『新しいマラヤ国家—コンミュニタリズムとナショナリズムの研究—』Frank H. H. King: *The New Malayan Nation: A Study of Communalism and Nationalism*. Institute of Pacific Relations. N. Y. 1957. 89 pp. (本書14頁の観点からの基本的文献)
- (2) ノーバー「マラヤ複合社会における憲法改訂」J. Norman Parmer: "Constitutional Change in Malaya's Plural Society," *Far Eastern Survey*, October 1957, pp. 145—152. (一九五七年の憲法制定の問題点を各民族のコンミュニタリズムの側面から明かにした好論文)
- (3) ハーヤン『マラヤ教育の危機』Victor Purcell: "The Crisis in Malayan Education." *Pacific Affairs*, March 1953, pp. 70—76.
- (4) カーネン『マラヤのコンミュニタリズムと共産主義』F. G. Carnell: "Communalism and Communism in Malaya." *Pacific Affairs*. June 1953, pp. 99—117.
- (5) キリモン『マラヤにおける人種問題の諸相』Jan Morrison: "Aspects of the Racial Problem in Malaya." *Pacific Affairs*. Sept. 1949, pp. 239—253.

〔附記〕 本論文はマラヤ連邦、シンガポール自治州の政治情勢の分析としては、一九六一年一月末をもって終っている。その後マラヤ連邦については大きな変化はないが、シンガポールの人民行動党の内部分裂による政治情勢の変化と、一九六一年十一月以降における『大マレーシア連邦』問題の進展については、稿を改めて論ずることとした。